

平成30年度第2回入札監視委員会議事録

1 日 時

平成30年11月26日（月） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

第3庁舎15階第2会議室・第3会議室

3 出席者

【委 員】

小倉委員長、川島委員、土田委員

【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 西之坊部長

資産管理部契約課 小澤課長、津曲担当課長、
佐藤調整係長、今野土木契約係長、
成松建築契約係長

【設計担当】

環 境 局 施設部施設整備課

高橋課長 根本担当係長、小山担当係長

まちづくり局 施設整備部長寿命化推進担当

原嶋担当課長、齊藤担当課長

大久保担当係長、前田担当係長

建設緑政局 緑政部多摩川施策推進課

佐藤課長、山口係長

上下水道局 水道部施設整備課

川下課長、海老原課長補佐

第3配水工事事務所

屋代所長、木村課長補佐

交通局 企画管理部経理課

欠席

病院局 総務部経営企画室

青木職員

他関係職員

4 議 題 (1) 入札・契約手続の運用状況等について

(2) 平成30年4月1日から平成30年9月30日までの発注工事
の抽出事案について

(3) その他

5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

6 傍聴者数 0名

7 発言の主な内容

事務局 [平成30年度第2回入札監視委員会の開催宣言]

[議題（1）について]

事務局 ○「入札参加方式別発注工事総括表」（資料1）について報告

市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、平成30年4月
1日から平成30年9月30日までに契約した工事について、契約方

法別に件数を報告

○「入札方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告

表示内容について説明

(工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等)

○「平成30年度上半期指名停止等一覧」(資料3)について報告

「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、平成30年度上半期に指名停止等を行った事案を報告

[事務局説明に対する質疑について]

土田委員 指名停止案件について、それぞれ指名停止期間が異なるが、裁量基準はどうなっているのか。

事務局 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱により措置要件ごとに期間が定められており、その範囲内で、案件の重大さ、過去の事例等を勘案し、期間を決定している。

川島委員 株式会社シンヤの指名停止に関して、指名停止の要因となった川崎市発注工事は随意契約案件か。

事務局 入札により契約した案件である。

川島委員 この指名停止期間を過ぎた後は、引き続き当該業者が工事を履行するのか。

事務局 すでに履行している工事については指名停止を受けたとしても工事を止めるわけではなく、影響はない。指名停止期間中は新たに一般競争入札の参加、指名ができないということである。

川島委員 指名停止期間を過ぎた後は、通常通り参加、指名ができるのか。随意契約においては影響がないのか。

事務局 その通りである。

土田委員 指名停止期間経過後は直接的には指名基準に影響はないが、指名停止の要因となる工事の成績点数が下がることによって、間接的に指名基準等に影響することはあるという理解でよいか。

事務局 事案によって点数を斟酌することがある。

小倉委員長 民事再生法の適用申請により指名停止された案件について、指名停止期間の開始日は裁判所の認可決定日としているのか。そのほうが客観的だと考えるが。

事務局 開始日は本市で指名停止の内部意思決定をした日としている。解除する時期は、再生計画の認可の決定を受けてからとしている。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

小倉委員長 [議題（２）について]

議題（２）の「平成３０年４月１日から平成３０年９月３０日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「御幸中学校校舎改修その他その３工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「御幸中学校校舎改修その他その３工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土田委員 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱第２条３号に該当し、「特別簡易型」での発注としているが、具体的にどのような内容なのか。

設計担当 本工事は、間取りの変更等はほとんど行わず、古い建物の補修工事的なものである。技術的な工夫の余地が少なく、施工計画を除いた施工能力及び信頼性・社会性等と入札価格を一体として評価することが妥当であるため特別簡易型とした。

川島委員 設定加算点を設定する意味は。

事務局 入札参加者の得点を合計し、設定加算点を分母として割ってから加算点とすることで、総合評価点における入札金額と技術評価点の割合が変わることになる。

小倉委員長 本案件では、予定価格超過の業者には開札時点で落札可能性がないことがわかるため、１者のみ採点を行いすぐに決定が出せると思うが、こうした取扱いは難しいのか。

事務局 業者によっては自社の加算点や総合評価点の採点を求める者もあることが考えられる。事前に採点や開札の流れもお知らせしており、現時

点では改める必要性は感じていない。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「多摩川サイクリングコース（布田地先）橋梁ほか整備工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「多摩川サイクリングコース（布田地先）橋梁ほか整備工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土田委員 施工場所は道路法上の道路には該当しないという理解でよいか。

設計担当 道路法上の道路ではない。

土田委員 河川法に基づき設置や管理を行っているのか。

設計担当 河川法の影響も一部受けるが、公園の一般沿道として本市で管理している。歩行者自転車専用道となっており、道路公園法の適用はある。

土田委員 設置するサイクリングコースの構造上、法令の制限はあるのか。若しくは設置者の裁量によるものなのか。

設計担当 道路構造令に沿っているが、最終的には一定程度の裁量が認められているものである。占用等については河川法の適用になる。

川島委員 無効の札の理由は。

事務局 積算内訳書の提出に不備があったためである。

小倉委員長 積算内訳書の誤記があった場合は無効なのか。

事務局 桁が間違っている、計算が合わない等は無効としている。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「教育文化会館冷暖房その他設備改修工事」の入札条件・落札結果等について説明

[指名競争入札の抽出事案「教育文化会館冷暖房その他設備改修工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土田委員 指名理由として地元企業であることを勘案しているのか。

事務局 川崎市内の業者を指名しており、履行場所も川崎区であることから南部を所在地とする業者を優先して指名している。

指名した11者の内訳は、川崎区5者、幸区2者、中原区3者、高津区1者となっている。工事の実績や過去の参加状況、設計課の推薦業者等も勘案して選定している。

土田委員 工事請負契約指名理由書の記載内容について、指名業者選定運用基準に定められた留意事項がすべて記載されていないが、記載された内容のみを採用しているということか。

事務局 工事請負契約指名理由書については、特に重要な項目のみを記載している。実務上は指名業者選定運用基準に定められた内容も考慮している。例えば指名停止期間等や不誠実な行為等も勘案している。

土田委員 指名業者選定運用基準の内容が多いため、すべて理由書上に記載することが困難ということであれば、基準参照と処理してもよいのではないか。

指名の法的性格をどうとらえるかによるが、契約締結上の一行為にし過ぎないといった見方と、処分だという見方がある。仮に処分だという理解を前提にすると、工事請負契約指名理由書上に記載された基準と違う基準に依拠して指名の判断がされているということになり、恐らく問題性があると考えられる。

実務上は指名業者選定運用基準の項目を全て考慮しているということであれば、工事請負契約指名理由書をそのように修正するのが無難である。

契約締結上の一行為としたとしても、違う基準による指名判断が契約全体に影響を及ぼすことはあり得るため、公正さの観点から問題があるのではないか。

小倉委員長 記載内容については今後検討してもらいたい。

川島委員 現行記載している内容についても不明確な部分があるので、もう少し明確に記載したほうが良い。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「給水装置課 車庫撤去工事」の入札条件・

落札結果等について説明

【給水装置課 車庫撤去工事】の事務局の説明に対する質疑について】

土田委員 等級なしとのことであるが、その定めはどうなっているのか。

事務局 ランクが設定されている業種は限定されている。川崎市競争入札参加者選定規程においてそれぞれの業種における、ランクと発注標準金額を定めている。

土田委員 ランク除外というのはどういったケースにあたるのか。

事務局 ランクの定めがある業種において、高度な技術力を要する工事等を発注する際には、発注金額が発注標準金額を下回ったとしてもより上位のランクを設定するケースがあり、そうしたものを除外と呼んでいる。

土田委員 ランクを発注標準金額により定めることの実益はなにか。

事務局 工事の大きさや必要とする技術力に見合った業者に発注することができる。

土田委員 ランクの設定がない業種では、その業種に登録している業者は誰でも参加できるということか。

事務局 その他特殊な条件が設定されていなければそのようになる。

川島委員 産業廃棄物の監督体制はどうなっているのか。マニフェストの管理体制等も整っているのか。

設計課 法令に基づき適正に処理することを想定して積算している。管理体制も整っている。

小倉委員長 落札業者とその他の業者の入札金額と大きな開きがあるがその理由は。

設計課 明確な意図は分かりかねるが、業者ごとに希望する利益が応札価格に反映され、差がついたと考えられる。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局	○指名競争入札の抽出事案「浮島処理センター各炉第1スクリーン壁ボイラ水管その他補修工事」の入札条件・落札結果等について説明 [浮島処理センター各炉第1スクリーン壁ボイラ水管その他補修工事]の事務局の説明に対する質疑について]
土田委員	設備が老朽化することは最初からわかっている事柄だと思うが、今回の随意契約のような内容を最初から契約に盛り込み、契約金額を抑えることはできないのか。
設計課	平成7年に竣工した施設であり、当初から予見されていた事柄に対応するといった工事ではない。
小倉委員長	保証期間等はあるのか。
設計課	保証期間内であれば保証を受けることができ、当該設備の保証期間は3年となっている。
小倉委員長	劣化や不具合についての点検は市の職員が行っているのか。
設計課	市の職員に加え、業者委託による年次点検も行っており、その結果判明した不具合について補修をしている。
小倉委員長	補修判断は委託業者が決定するのか。
設計課	委託業者に推奨された内容を、市で必要かどうか判断し決定している。
川島委員	性能発注方式であり、当該業者でなければ施工できないということであるが、積算基準は一般的なものではなく、当該業者が施工した工事の費用等が基準となるのか。
設計課	適用できるものは公共労務単価を適用している。こうした単価がないものについては、業者の見積を参考としながら、市で過去の事例や他場の事例を総合的に勘案し、適正な単価を採用している。
土田委員	参考となるものがないケースはどうしているのか。
設計課	市内には他の3つの処理センターがあり他場を参考とする形をとっている。市の設計基準の中で査定率を設けており、業者の見積をそのま

ま採用するといったことはない。

小倉委員長 実際の業者の見積が積算を上回ってしまうこともあるのか。

設計課 参考見積もり段階等で仕様面に関して十分に精査をすることとしている。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「平成30年度 多摩・麻生区 緊急修理等路面復旧工事（単価契約）」の入札条件・落札結果等について説明

[平成30年度 多摩・麻生区 緊急修理等路面復旧工事（単価契約）」の事務局の説明に対する質疑について]

土田委員 随意契約の理由について、施工後の保証期間中における瑕疵等の責任を明確化するため、との記載があるが、工期内に終わらなかった責任を負わせるため、継続して同じ業者に施工させるという理解でよいか。

設計課 工期内に終わらなかったため完工まで責任を負わせるという意味ではなく、当然工期内に終わる工事ではないため、引き続き同じ業者に継続して工事を施工してもらうことにより責任の所在を明確化させるという意味である。

土田委員 本来の工期に終わらなかったことは不適切な業者ということにはならないのか。

設計課 道路陥没防止のため、仮復旧を行った後に道路の往来等による自然転圧期間を設けた後で本復旧を施工する必要がある。平成30年3月に別工事で仮復旧した箇所を、本工事で平成30年4月に入ってから本復旧を行うといったものであり、その間の道路占用工事申請や瑕疵等の責任を明確化するため、引き続き同じ業者に施工させる必要があったということである。

小倉委員長 平成29年度中に完工できないことを想定していたということか。

設計課 年度単位での発注となるため、平成29年度中に終わらせることができるのは仮復旧までであり、平成30年度に本工事で本復旧を行ったということである。

土田委員 該当条項は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号となっているが、5号の適用も可能ではないのか。

設計課 今回の工事については、平成30年3月に仮復旧済みである箇所の施工であるため、緊急性は既に回避できており2号としている。

【委員長により他に質疑がないことを確認】

小倉委員長 平成30年4月1日から平成30年9月30日までの契約については、適正に執行されていたことを確認した。

指摘にあった工事請負契約指名理由書の指名業者選定運用基準の記載については一考すること。

小倉委員長 **【議題（3）その他について】**

事務局 ○次回の事案の抽出委員について

委員会の運営指針により、次回は川島委員が抽出委員となる予定である旨を確認。

○平成31年度前期の委員会の開催日について

平成31年7月2日（火）午前10時から委員会を開催することを提案し了承された。

【閉会】

小倉委員長 それでは、これで平成30年度第2回川崎市入札監視委員会を閉会する。